

第7章. 衛生植物検疫（SPS）措置

人、動物又は植物の生命又は健康を保護しつつ、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に対する不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保することに関する規定を設けている。WTO・SPS協定の内容を上回る規定として、締約国がWTO衛生植物検疫委員会の関連する指針並びに国際的な基準、指針及び勧告を考慮することや各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定等がある。

更に、地域的な状況に対応した調整、措置の同等、科学及び危険性の分析、監査、輸入検査、証明、透明性、協議等について規定。

次のような規定により、我が国から農産物を輸出する際の障壁の改善が図られるものと期待される。

- (1) 自国の物品の輸入に関連する全てのSPS措置に関する情報を、求めに応じ、他の締約国に提供する。
- (2) SPS章の規定の下で生ずる事項について懸念がある場合には、180日以内に解決することを目的として、要請の受領から37日以内に専門家が関与する協議（TPP協定独自の協力的な技術的協議）を求めることができる。

SPS章は、科学的な原則に基づいて、加盟国に食品の安全（人の健康又は生命の保護）を確保するために必要な措置をとる権利を認めるWTO・SPS協定を踏まえた規定となっており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食品の安全が脅かされるようなことはない。